

平成18年8月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 寺井祥二

平成15年(ワ)第237号 熊谷組政治献金等株主代表訴訟事件

(口頭弁論終結日 平成18年4月26日)

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

別紙原告代理人目録記載のとおり

東京都新宿区市谷甲良町1番3号

被 告 熊 谷 太 一 郎

東京都武蔵野市吉祥寺本町三丁目10番12号

被 告 松 本 良 夫

広島県山県郡加計町坪野757

被 告 佐 藤 明

大阪府堺市新検尾台三丁3番8-102号

被 告 高 橋 幸 雄

被告ら訴訟代理人弁護士 森 脇 純 夫

同 高 木 裕 康

同 内 藤 滋

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告熊谷太一郎及び被告佐藤明は、株式会社熊谷組に対し、各自、600万円及びこれに対する平成15年10月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告熊谷太一郎、被告佐藤明及び被告高橋幸雄は、株式会社熊谷組に対し、各自、100万円及びこれに対する被告熊谷太一郎及び被告佐藤明については平成15年10月30日から、被告高橋幸雄については同月29日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告熊谷太一郎及び被告松本良夫は、株式会社熊谷組に対し、各自、1800万円及びこれに対する平成15年10月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、株式会社熊谷組（以下「熊谷組」という。）が平成5年度から平成11年度までの間に自由民主党長崎県支部連合会（以下「長崎県連」という。）に対して合計2500万円の政治資金の寄附をしたことにつき、熊谷組の株主である原告が、①政治資金の寄附は公序良俗に違反する、②政治資金の寄附は会社の目的の範囲外の行為である、③政治資金の寄附は公職選挙法199条1項に違反する、④政治資金の寄附は取締役の善管注意義務に違反すると主張して、平成14年法律第44号による改正前の商法（以下「商法」という。）266条1項5号に基づき、被告熊谷太一郎（以下「被告熊谷」という。）に対し、平成5年度から平成11年度までの間の政治資金の寄附相当額である2500万円及びこれに対する訴状送達の日（平成15年10月30日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を、被告佐藤明（以下「被告佐藤」という。）に対し、平成5年度から平成7年度までの間の政治資金の寄附相当額である700万円及びこれに対する訴状送達の日（平成15年10月30日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を、被告高橋幸雄（以下「被告高橋」という。）に対し、平成7年度の政治資金の寄附相当額である100万円及びこれに対する訴状送達の日（平成15年10月29日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を、被告松本良夫（以下「被告松本」という。）に

対し、平成9年度から平成11年度までの間の政治資金の寄附相当額である1800万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成15年10月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を、それぞれ熊谷組に支払うように求めた株主代表訴訟である。

1 前提事実（各項末尾に証拠を掲記した事実以外は当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者等

ア 熊谷組は、総合建設土木業を目的とする資本金約33億4000万円（ただし、平成15年8月5日に変更された後の金額）の株式会社であり、その本店を福井市内に置いている（記録上顕著な事実）。

イ 原告は、本件に関する提訴請求をした平成14年12月5日の6か月以上前から引き続き現在に至るまで熊谷組の株式1000株以上を有する株主である。

ウ 被告熊谷は、昭和43年11月に熊谷組の取締役になり、昭和53年12月からは代表取締役社長に就任し、平成9年11月には代表取締役会長に就任し、平成12年12月に代表取締役会長を退任した。

被告松本は、平成8年6月から平成12年12月まで熊谷組の取締役に在任し、平成9年11月に代表取締役社長に就任し、平成12年12月に代表取締役社長を退任した。

被告佐藤は、平成3年6月から平成8年6月まで熊谷組の取締役に在任し、平成3年4月から平成6年4月まで九州支店長の職にあった。

被告高橋は、平成7年6月から平成8年6月まで熊谷組の取締役に在任し、平成6年4月から平成7年12月まで九州支店長の職にあった。

(2) 政治資金の寄附

ア 熊谷組は、以下のとおり、長崎県連に対し、政治資金を寄附した（以下「本件寄附」という。）。

平成5年10月17日

300万円

平成6年9月6日	300万円
平成7年10月13日	100万円
平成9年1月24日	300万円
同年8月21日	300万円
同年12月9日	300万円
平成10年10月26日	600万円
平成11年8月6日	300万円

イ 平成9年の寄附のうち同年1月24日の寄附は、平成8年度分として行われ、平成9年8月21日の寄附及び同年12月9日の寄附は、同年度分として行われた（証人永田政男・同森井佑一の各一部）。

(3) 提訴請求

原告は、熊谷組の監査役に対し、平成14年12月5日に到達した内容証明郵便をもって商法267条1項所定の請求をしたが、監査役は所定の期間内に訴えを提起しなかった。

2 争点

(1) 本件寄附が公序良俗に違反するか否か

(原告の主張)

ア 賄賂性を帯有すること

長崎県から公共工事を受注していたゼネコン各社が平成14年2月の長崎県知事選挙に関して行った政治献金につき、長崎県連幹事長の職に在職してこれを受領した元県議会議員浅田五郎の公職選挙法違反、収賄、政治資金規正法違反被告事件（以下「別件刑事事件」という。）において、ゼネコン各社が長崎県連に継続的に多額の政治献金をしていた理由が明らかにされている。

すなわち、長崎県連幹事長が、長崎県の公共工事の受注を支配しており、献金の要請を拒否したり、献金が少ないと長崎県の公共工事を受注できな

くなり、多額の献金をすると受注ができるという噂が広く流布されていたため、ゼネコン各社は、長崎県の公共工事の受注において不利益を受けることを回避する目的で、又は、長崎県の公共工事を受注するという積極的な目的で、長崎県連に対して継続的に政治献金を行っていた。

これに対し、熊谷組は、本件寄附の目的について、前記ゼネコン各社とは全く異なる理由を述べている。しかしながら、ゼネコン各社が長期間にわたって毎年度共同で行っていた献金について、熊谷組のみが献金の目的を異にしていたとは考え難いから、本件寄附の目的も、ゼネコン各社の政治献金の目的と同様、長崎県の公共工事の受注において不利益な扱いを受けることを回避するためである。

したがって、本件寄附は、賄賂性を帯有するものであり、かつ、地方自治体の公共工事の入札制度をゆがめるものであるから、公序良俗に反するか、又は、著しく社会的に不相当な行為である。

仮に本件寄附が被告らが主張するとおり、長崎県の経済活性化、宅地造成、販売等を進める経済環境をつくることを目的としていたとしても、県連レベルでの献金は、公共工事の受注上の利益との関係が密接であり、特定の政策誘導と関係が生じ易いから、地方自治の担い手である長崎県民の自治決定権を損ねる行為といえる。

イ 国民・住民の参政権に対する侵害

政党に対する政治献金は、選挙における投票の自由と表裏一体をなし、選挙権行使と密接なつながりを持ち、自己の支持又は意図する政策等の実現を企図して行う行為であって、国民の参政権の一環としてなされる能動的な政治活動への参加行為の一態様である。

裁判所が民主主義のプロセスを監視する役割を負っていることからすれば、政治資金規正法の規定に則ってなされた政治献金であっても、政治資金規制が、政党、政治家の政治的影響力を左右する民主主義のあり様に直

結する制度であることにかんがみ、裁判所は、政治資金規制制度に関わる問題を判断するに際し、その制度が民主主義過程をゆがめていないかどうかを厳格に審査すべきであり、企業、団体献金が禁止されていないことから生ずる弊害を厳格に審査しなければならない。

政治献金は、政党にとっては、選挙等における支持拡大等の政治活動の資金的源泉となり、献金者による献金額の多寡が、政策決定等の政治の動きに大きな影響を及ぼす。他方、選挙権を中心とする参政権に関わる政治的行為は、原則として、自然人たる個人に人類普遍の原理として認められたものであり、法によって人格を与えられた法人はその主体となり得ない。仮に法人が政治的行為の主体となり得たとしても、法人の人権行使が自然人の人権を不当に制限するものであってはならない。とりわけ、政治的行為の自由については、国民主権と密接に関わる基本的人権であり、一般国民の政治的自由を不当に制限する効果を伴ったり、法人内部の構成員の政治的自由と矛盾・衝突したりする場合、自然人と異なる特別の規制に服する。

そして、選挙権には徹底した平等化が要請され、その帰結として、選挙結果に至るプロセス全体を通じて各選挙人の投票が選挙結果に対して同じ影響力を及ぼす法的可能性の保障が要請されるどころ、会社とりわけ大企業と個人との間には献金能力に大きな差があるため、企業による政治献金は、この平等性の要求に反する結果をもたらす。これは、選挙権という民主主義の根幹をなす極めて重大な権利の侵害に当たるから、著しく公序に反するものといえる。

また、会社による政治献金は、参政権を有せず、国民主権の主体ではない会社が、その圧倒的な資金力により、国民の政治的支持のあり様とはかけ離れた資金力の差を政党の間に持ち込み、国民の間の政治的討論過程に不当に介入するものであるから、国民主権原理に反するものである。仮に

昭和45年当時には、政党の健全な発展のために会社の政治献金が必要であったとしても、平成7年以降、政党助成法に基づいて政党の活動資金は国庫から支出されているから、現在において、会社の政治献金を容認する必要性はなくなっている。

特に、本件寄附は、建設業界にとって有利な政策決定をさせ、又は、不利な決定をさせないための見返りを期待しての献金であり、民主主義、国民民主権の原理に反する。

したがって、本件寄附は、国民・住民の参政権を侵害し、公序良俗に反するものである。

ウ 株主の政治的信条の自由に対する侵害

政治の分野では、基本的に対立し合う複数の相異なる信条が存在し、複数の信条のいずれに価値観を認めるかは個人の自由に委ねられている。特定の政治的信条を信奉する団体である政党や政治団体に献金することは、特定の政治的立場を支持し、その財政的基盤である資金の援助をし、政治的意思を実現する行為であって、会社の株主個人の政治的信条に抵触するものである。

にもかかわらず、株主個々人の考え方に反し、少数の役員の判断によって株式会社の財産を特定の主義・政策の政党に寄附することは、その政党を支持しない株主の政治的信条の自由を反することになる。

したがって、本件寄附は株主の政治的信条の自由を侵害する。

(被告らの主張)

ア 賄賂性を帯有するとの主張について

(ア) 本件寄附を行った理由

熊谷組が本件寄附を行った主たる理由は、自由主義経済体制の維持、発展により、わが国の社会、経済が安定することが、熊谷組の経営基盤の安定、発展につながり、株主全体の利益に資することにある。また、

本件寄附当時の経済状況においては、政府及びこれを担う政党が適切な経済政策を策定し、実施することにより、バブル経済崩壊後の長期にわたる経済的低迷から抜け出し、景気を回復させ、社会の各分野における経済活動を活性化させることが、受注産業である建設業界及び建設業界に属する熊谷組の経営環境の改善につながると考えられた。そのためには、寄附を行う相手方の政党が、自由主義経済体制の維持、発展とわが国の経済運営に果たしてきた実績及び今後さらに経済を発展させるための政策立案、実行の能力を有していることが重要であり、熊谷組は、自由民主党（以下「自民党」という。）が最もその実績及び能力があると判断した。

そして、国政レベルでも、地方政治レベルでも、自民党が実績及び能力のある政権政党として、適切な経済政策を立案、実施して、景気が回復、安定し、企業活動が活性化することが、間接的に、経済界、建設業界、熊谷組の長期的な利益につながるため、熊谷組は、自民党の本部だけでなく、支部に対しても、政治資金の寄附を行ってきた。

長崎県については、核となる産業が乏しく、地形的にも位置的にも企業誘致に不利であるため、産業振興が立ち遅れており、県民、県内企業の経済力も弱く、熊谷組等が宅地造成、販売等の民間事業を行う上でも、条件の良い環境ではなかった。そのため、熊谷組としては、適切な経済政策を立案、実施し、県内の産業振興、企業活動の活性化を進めるため、自民党の支部である長崎県連からの寄附の要請に応じることが、長期的には熊谷組の利益にも資すると考えた。

また、長崎県連からの寄附の要請額は、その時々熊谷組の資産、売上高などの経営規模及び経営状況や長崎県内における企業活動の状況、社会全般の寄附・献金の動向等から、企業の果たすべき社会的責任として相当の範囲内であり、公職選挙法及び政治資金規正法にも適合してい

たため、長崎県連からの寄附の要請に応じてきたのである。

なお、熊谷組は、長崎県連以外の自民党支部に対しても、長年にわたり、寄附を行ってきているが、個別の自民党支部に対する寄附は、常に、受動的に各支部からの寄附要請に応ずる形で行われており、各支部からの寄附要請の有無、要請金額が支部ごとに異なるため、寄附先、寄附金額は一様ではなかった。

(イ) 本件寄附が公共工事受注と関連性がないこと

政治資金を寄附する者は、寄附による民主政治の健全な発達や自由主義経済体制の維持・発展によって間接的には利益を受けるものの、それ以上に寄附する者に固有の具体的な利益をもたらすものではない。

本件においても、諫早湾干拓事業潮受堤防建設工事は、国が所管し発注する工事であるところ、長崎県連に所属する主要な議員は県議会議員であり、長崎県連が国の発注する工事に影響力を行使できる関係にはなく、本件寄附の金額と同工事の受注額との間に相関関係もないから、本件寄附と同工事の受注とは関連性はない。

また、熊谷組による長崎県発注の公共工事受注高の年度ごとの推移をみても、その前後の年度の政治資金の寄附金額との相関関係は認められず、本件寄附と長崎県内の公共工事の受注とは関連性はない。

原告は、本件寄附が賄賂としての性格を有する旨主張するが、そもそも、賄賂とは公務員の職務に関し供与されるものを意味し、職務行為と対価的關係にあることを要するところ、政党支部に対してなされた本件寄附は何ら公務員の職務との対価的關係がない。

さらに、原告は、別件刑事事件からうかがわれるゼネコン各社の政治資金の寄附の目的と本件寄附の目的が同じである旨主張するが、別件刑事事件において判断の対象とされた寄附と本件寄附とは、寄附の当事者、時期、趣旨が異なるから、別件刑事判決によって本件寄附の趣旨・性質

を論じることはできない。

イ 国民・住民の参政権に対する侵害との主張について

会社は政治的行為をなす自由を有し、その一環として、政治資金を寄附することも認められている。政党助成法及び政治資金規正法においても、政党の活動が公共性を有し、社会に貢献するものであり、政治資金が政党交付金と並んで政党の活動を支えるものとされているから、会社による政党に対する政治資金の寄附は、社会的に期待される社会貢献活動そのものである。

そして、会社が政治資金を寄附しても、国民は自由に判断して選挙権、被選挙権等の参政権を行使することができるから、会社の政党への寄附は、国民による参政権を直接的に侵害するものではない（最高裁昭和41年(オ)第444号同45年6月24日大法廷判決・民集24巻6号625頁参照）。

また、政治資金規正法は、会社による政治献金が国民の参政権に与える影響を考慮し、弊害防止の観点から、これを量的に制限する等の立法上の配慮をしているから（同法21条、21条の3、22条、22条の2等参照）、同法を遵守してその制限内でなされた政治資金の寄附は、間接的にも、国民による参政権の自由な行使を不当に制約し、侵害するものとは評価されないというべきである。

ウ 株主の政治的信条の自由に対する侵害との主張について

株式会社は、いわゆる強制加入団体ではなく、株式を譲渡することは株主の自由である。株主総会における多数決原理に基づく決議により、異なる思想、信条、主義及び主張を有し、政治的意見を異にする株主に対し、その意に反して、特定の政治団体に対する政治資金の寄附に要する資金の拠出を義務付けて政治的意見の表明を強制することは許されないが、本件寄附はこれとは質的に異なる。

したがって、本件寄附が株主の政治的信条の自由を侵害するとはいえない。

(2) 本件寄附が熊谷組の定款の目的の範囲外の行為か否かについて

(原告の主張)

本件寄附を客観的・抽象的にみれば、会社資産を一方的に減少させる対価性のない無償の利益の供与であり、熊谷組の定款の目的から観察して、客観的・抽象的に必要とはいえない行為であり、目的の範囲外と考えられる。

もつとも、本件寄附が具体的・個別的にみて株式会社の目的遂行に必要な行為と認められれば株式会社の権利能力の範囲内の行為といえる。

この点、社会貢献活動は、社会から期待・要請される一般的利益の尊重に基づくもので、会社にイメージアップの利益をもたらす、株主全体の合理的意思にも沿うものである。

これに対し、巨大な経済的・社会的実在として私的能力を有する企業が、政治に経済的に関与することは、社会が期待、要請をしておらず、企業による巨額の政治献金は、金権・腐敗政治の温床となり、法的にも制限されている上、国政レベルよりも地方政治レベルの方が、一般企業よりもゼネコンの方が、公共事業の受注を通じてより金権・腐敗政治と結びつきやすく、その弊害はより重大である。

とりわけ、本件寄附は、長崎県連という特定の政党の主義、主張を支持し、その政治活動、選挙活動を支援するためになされたものであって、政党政治を発展させるという一般的、公益的価値を有するものではなく、社会が期待、要請をしない行為であることは明らかであり、熊谷組自らも、これを社会が期待、要請しているものとは認識していなかった。

したがって、本件寄附は、熊谷組の目的の範囲外の行為である。

(被告の主張)

株式会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社

会的役割を果たすためになされたものと認められる限り、会社の定款所定の目的の範囲内の行為である（前記最高裁昭和45年大法廷判決参照）。

また、政治資金規正法には、株式会社が政治資金の寄附を行うことができることを前提とする条文が設けられており（同法21条の3第1項2号等）、このことは、今日においても、会社の政党に対する政治資金の寄附が、社会的役割を果たすことになると社会的に評価されていることを示している。

なお、政治資金の寄附は、その性質上、特定の政党あるいは政治資金規正法上の政治資金団体に対して行われるのが通常の形態であり、本件寄附も特定の政党の政治資金団体に対してされているが、このことをもってその社会的意義を否定するのは相当ではない。

(3) 本件寄附が公職選挙法199条1項に違反するか否か

（原告の主張）

ア 公職選挙法199条1項は、「当該選挙に関し、寄附」をすることを禁止するものであり、政党等に対する寄附を禁じてはいない。しかし、同項の趣旨は、請負関係等にあるゼネコン等の企業が、政党、議員等に寄附をすることがあると、選挙及びその後の政治の面で不明朗な影響を及ぼすおそれがあるので、これを防止する点にある。議会制民主主義における政党は、最終的には選挙における多数の支持を獲得することを目標にしてすべての活動を展開しており、選挙を離れての政党の活動はあり得ない。したがって、政党への寄附は、その政党が選挙において少しでも多くの国民の支持を獲得するためになされるものであって、選挙を離れての寄附は理論上あり得ない。そして、巨額の公共事業につき国、地方公共団体と継続的に請負契約関係にある熊谷組による本件寄附は、「当該選挙に関し、寄附」したものであり、同項に反する。

イ 平成9年12月の寄附について

平成9年12月の寄附は、平成9年度における2回目の寄附要請に応じ

てなされたものであって、通常ではあり得ない寄附であり、平成10年2月22日に施行された長崎県知事選挙に関してなされた特定寄附として公職選挙法199条1項に違反する。

平成14年2月の知事選挙においても、大手ゼネコンが長崎県連の要請に応じて多額の寄附を行い、公職選挙法199条1項違反で起訴されていることからすれば、平成10年2月の知事選挙の際も、長崎県連は、同様に寄附を要請し、熊谷組がそれに応じたものと思われる。

なお、平成9年12月の寄附要請を受けた当時の熊谷組九州支店管理部長であった森井佑一は、このときの長崎県連の役員との面談内容について記憶がないとして実質的に証言を拒絶している。同人の証言は、にわかに信用できないが、選挙との関係を質問すれば、容易に公職選挙法199条1項違反の寄附であることが判明するため、意図的に質問しなかったと思われる。

(被告らの主張)

ア 公職選挙法199条1項の「選挙に関し」の意義

公職選挙法199条1項の「選挙に関し」とは、選挙に際し、選挙に関する事項を動機とすることをいい、①特定の選挙について、その公示又は告示がなされた後、あるいは、一定の公職の任期満了又は議会の解散などに基づく選挙の実施が見込まれるという時間的關係においてなされ、また、②その特定の選挙において、寄附した政治資金を選挙費用に供する等の目的をもってなされた寄附であることを要する。

イ 平成9年12月の寄附について

(ア) 平成9年12月の寄附がなされた経緯

当時、熊谷組の九州支店管理部長であった森井佑一は、長崎県連の担当者から、党勢の拡大及び県連の運営維持の協力のため300万円の寄附をしてもらいたいとの一般的・抽象的な趣旨の寄附要請を受け、当時

の九州支店長である宇野駿作に対して要請内容を報告してその承諾を得た上で、本社秘書部に対して伺い書を提出してその決裁を仰いだ。本社秘書部は、平成9年12月の寄附が同年8月の300万円の寄附に次いで同年度で2度目であることを前提としつつ、要請額が政治資金規正法の制限に違反しないこと、公職選挙法に違反する趣旨の寄附要請でないこと等を確認した上で、代表取締役社長の決裁を仰いだ。

同年4月ないし平成10年3月期における熊谷組の業績は、受注高が9038億円、売上高が1兆0132億円、営業利益が244億円、経常利益が155億円となっており、業績が堅調に推移していた。また、海外における不動産市況は長期にわたる低迷を脱し、アメリカ合衆国を始め、全体的に強い回復基調にあり、熊谷組保有物件も評価が上昇した。このような状況において、被告松本は、代表取締役社長として、平成9年度として合計600万円となる寄附金額が合理的な範囲内にあると判断し、寄附を実行した。

(イ) 平成9年12月の寄附が「選挙に関し」なされたといえるか否か

寄附の時期は平成9年12月9日であり、長崎県知事選挙が実施された平成10年2月22日とは74日間の隔たりがあり、長崎県連からの要請がそれより相当程度以前であることも考慮すると、必ずしも、長崎県知事選挙と時間的に近接しているとまではいえない。前記のとおり、平成9年12月の寄附は、長崎県連から党勢の拡大及び県連の運営維持への協力のためという一般的・抽象的な趣旨での寄附要請を受けて実施されたものであり、何ら知事選挙費用に供されることを目的とされたものではない。また、熊谷組が定期的に反復継続して長崎県連の要請に応じて政治資金の寄附を実施していること、他の寄附のいずれも特定の選挙と近接した時間的關係がないことからすると、本件寄附は全体として選挙に関する目的をもってなされたとは考えられない。

単に同じ年度のうち2回目の寄附の要請という形式的な一事をもって選挙に関する寄附と決めつける理由は全くない。

ウ 本件寄附のうち、平成9年12月の寄附を除いたその余の寄附は、どの選挙との関係で問題になるのか明らかでない。

エ したがって、本件寄附は、いずれも公職選挙法199条1項に違反しない。

(4) 本件寄附が取締役の善管注意義務に違反するか否かについて

(原告の主張)

ア 被告らは、取締役会において、あるいは取締役としての職務執行をなすに際し、本件寄附がなされることを認識した上で同意したのであるから、その責任を負う。

仮に被告らが本件寄附の支出を知らなかったとしても、被告らは、取締役として従業員が適法になされるよう監視すべき善管注意義務を負い、監視義務懈怠についての責任を負う。

同時に、被告らは、政治資金の寄附についての法令遵守の要請の重要性にかんがみ、内部審査機関を構成し、その承認と社長の決裁をもって支出する制度を構築すべき注意義務を負っているところ、このような内部統制システム構築義務を懈怠した責任を負う。

イ 政治献金について求められる取締役の注意義務

政治献金は、①対価性のない無償の利益の供与であって、会社の目的の遂行に直接・間接に必要な行為どころか、会社資産の一方的流出という目的違背の行為である上、②社会貢献活動とは異なり社会的な要請・期待がある行為ではなく、③政治資金規正法、公職選挙法、刑法等の法令違反に密接に関連し、ときには重大な犯罪を犯す危険性を有しており、④特に、公共工事を受注する企業が、地方自治体の議会における多数派政党、とりわけ都道府県の行政の首長の与党となっている政党支部に対して献金

をする場合には、地方自治体の入札業務に重大な影響を与える危険性がある。

このような政治献金の特質からすると、取締役には、献金をするに当たって、その必要性、有用性を厳格・慎重に審査すべき義務がある。

なお、前記最高裁昭和45年大法廷判決における政治献金についての取締役の注意義務違反に関する審査基準は、本件寄附のように政治献金が対外的に弊害がある場合の基準ではない。政治献金が、会社の社会的役割に反し、住民の自治決定権に抵触するおそれのあるようなものであれば、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位及び寄附の相手方など諸般の事情を考慮して合理的な範囲の相応の寄附であるか否かの判断を待つことなく、善管注意義務に違反するものと解すべきである。

ウ 本件寄附に当たっての善管注意義務

取締役は、経営判断として、本件寄附の可否を判断するための前提となる事実や資料を自ら又は会社の組織系統を用いて確認、収集し、それに基づき、①政治資金規正法、公職選挙法等の法令に抵触していないか否か、②公序良俗違反又は社会的に著しく不相当な行為でないか否かを審査する注意義務がある。具体的には、公共事業の受注関係にあるゼネコンである熊谷組から長崎県の公共工事に密接な影響力を有する長崎県連に対する献金という特性があるため、本件寄附が公共工事の受注上の利益を得る目的又は不利益を受けないという目的を有していないか、地方自治体の公共工事についての入札制度の公正さを損ねるものでないかを中心に考慮する注意義務がある。

また、本件寄附が無償の利益供与であることから、積極的に支出するに足りる必要性、有用性があるか否かを厳格に判断する注意義務がある。

エ 被告らの注意義務違反

本件寄附は、前述のとおり、長崎県の公共工事の受注において不利益を

回避するためになされたものであり、社会的に著しく不相当な行為であることは明らかである。そして、本件寄附当時、他の都道府県連に対しては献金がなされておらず、専ら長崎県連のみに献金がなされていたのであるから、被告らが、取締役としての善管注意義務を尽くして、九州支店において長年継続している長崎県連に対する献金の実態、目的について、同支店管理部長を通じて情報を収集した上で、考慮、検討をしていれば、本件寄附が社会的に著しく不相当な行為であることを容易に認識できたはずである。

また、仮に本件寄附の目的が被告らの主張どおりであったとしても、長崎県民の自治決定権を侵害するおそれのある行為であることは変わらないし、被告らの主張する献金目的であれば、長崎県だけでなく地方の各県連がいずれもその対象となるはずであるから、長崎県連の要請に応じる必要性・有用性・相当性を調査、検討すべきであった。

にもかかわらず、被告らは、これを怠り、長崎県連に対する政治献金の実態を調査せず、漫然と本件寄附をしていたから、取締役の善管注意義務に違反するというべきである。

(被告らの主張)

ア 一般に、取締役が会社を代表して政治資金を寄附することは、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位及び寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内においてなされる限り、取締役の善管注意義務ないし忠実義務に違反するものではない（前記最高裁昭和45年大法院判決参照）。そして、会社の経営に携わる取締役には経営判断に際し広い裁量が認められるべきであり、過去の経営上の措置が善管注意義務違反であるとしてその責任を追及するためには、その経営上の措置をとった時点において、取締役の判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあったか、あるいは、その意思決定の過程、内容が企業経営者とし

て特に不合理、不適切なものであったことを要すると解すべきである。会社による政治資金の寄附も会社の事業活動の一環としてなされるものであるから、取締役に広い裁量が認められるべきである。

企業の政治資金の寄附に関する原告の見解は、前記最高裁昭和45年大法廷判決及び政治資金規正法等によって確立している現行法制度及び法解釈に反対する立場からの独自の見解にすぎない。被告らとしては、前記最高裁昭和45年大法廷判決及び政治資金規正法等によって確立している現行法制度及び法解釈に従って政治資金の寄附を行うか否かを判断すれば足り、そうである限り、取締役としての善管注意義務違反にはなり得ない。

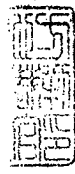
仮に企業の政治資金の寄附について確立した現行法制度及び法解釈とは異なる基準を設定するとしても、それを本件寄附に遡及的に適用することは許されない。

イ 本件寄附の手続等

本件寄附については、いずれも、長崎県連から熊谷組の九州支店に対し党勢の拡大及び県連の運営維持に協力してもらいたいという一般的・抽象的な目的で寄附の要請があり、九州支店管理部長は、この要請を受けた後、九州支店長に要請内容を報告してその了解を得た上で、政治資金の寄附の担当部署である熊谷組の本社秘書部に対し、要請内容、要請額、要請者名、所在地等を記載した伺い書を提出する手続をとった。本社秘書部は、寄附金額が政治資金規正法に定められた範囲内であるか、選挙に関する寄附でないか、金額が相応か等を確認し、副社長の承認を経て、代表取締役社長が決裁をするという手続を経て、本件寄附を実行した。

ウ 被告佐藤及び被告高橋について

被告佐藤は、平成5年の300万円の寄附について取締役九州支店長として、被告高橋は、平成6年の300万円の寄附について九州支店長として、平成7年の100万円の寄附について取締役九州支店長として、それ



それ、当時の九州支店管理部長から、長崎県連から党勢の拡大及び県連の運営維持に協力してもらいたいという一般的・抽象的な目的で寄附の要請があったことについて、要請金額とともに報告を受け、その目的が選挙に関する寄附でなく、金額が九州支店の一般販管費の額や年間売上額に照らして不相当な額ではないことを確認し、特に、長崎県連への寄附については、前記(1)(被告らの主張)ア(ア)のとおり、長崎県内の産業振興、企業活動の活性化が進み、長期的にみて熊谷組を含む経済界、建設業界の利益にもつながると考えて、本社秘書部に本件寄附を行うことについて伺い書を提出することを承認した。

このような経営判断は十分な合理性を有し、判断の前提となった事実の認識、意思決定の過程に不合理、不適切な点はないから、被告佐藤及び被告高橋が取締役としての善管注意義務に違反したとはいえない。

エ 被告熊谷及び被告松本について

被告熊谷は、平成5年から平成7年までの間の合計700万円の寄附並びに平成9年1月及び同年8月の合計600万円の寄附について代表取締役社長として決裁をしたが、同年12月以降の寄附については認識していない。被告松本は、同年12月から平成11年8月までの合計1200万円の寄附について代表取締役社長として決裁をしたが、平成9年11月以前の寄附については認識していない。

被告熊谷及び被告松本は、公職選挙法、政治資金規正法に違反しない旨の本社秘書部による検討結果の報告を受け、長崎県連からの寄附要請額が、国民政治協会等に対する寄附を考慮しても、その時点における、熊谷組の資産、資本金(820億8500万円)、売上高等(年間売上高は約800億円ないし約1兆円、九州支店としての売上高は、平成7年から平成9年までの間は平均で年間約400億円、年間の一般販管費は、約13億円ないし約14億円)、株式会社の経営規模に照らし、企業の果たすべき

社会的責任として相当な範囲内にあると考え、前記(1) (被告らの主張) ア(ア)の理由から長崎県連からの寄附要請に応じた。

したがって、被告熊谷及び被告松本が、最終的に本件寄附の決裁を行ったことは、前提事実の認識を不注意に誤ったとか、判断に至る過程に著しい不合理があったりしたとはいえず、取締役の経営判断として善管注意義務に違反したとはいえない。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (本件寄附が公序良俗に違反するか否か) について

(1) 本件寄附が賄賂性を帯有するとの主張について

ア 被告らは、本件寄附を行った理由として、長い間、政権を担ってきた自民党が経済活性化のための政策を立案、推進し、経済が活性化されると、宅地造成、設備投資の需要が高まるなど、受注機会が増え、熊谷組の経営環境の改善につながると考えており、特に、長崎県については、核となる産業が乏しく、地形的にも位置的にも企業誘致に不利であるため、産業振興が立ち遅れていたため、自民党の支部である長崎県連に、経済活性化のための政策を立案、推進するよう期待したものである旨主張し、永田政男作成の陳述書(乙5)、森井佑一作成の陳述書(乙7)、証人永田政男及び同森井佑一の各証言中には同主張に副う部分がある。

イ しかしながら、別件刑事事件の関係証拠等(甲2, 3の7ないし3の48, 4の1ないし4の8, 5の1ないし5の10, 6の1ないし6の11, 7の1ないし7の5, 9の1ないし9の18, 10, 11の1・2, 12の1ないし12の6, 13の1・2, 14, 15の1ないし15の14)によれば、長崎県連幹事長が、長崎県の公共工事の受注を支配しており、実際にも平成5年以降寄附を一切行わなくなった大成建設株式会社(以下「大成建設」という。)が平成9年以降長崎県の工事を受注できなくなったことがあったため、長崎県連幹事長からの寄附要請を拒否したり、寄附

の金額が少ないと長崎県の公共工事を受注できなくなるという噂が広く流布されており、そのため、ゼネコン各社が、長崎県の公共工事の受注において不利益を受けることを回避する目的で、長崎県連に対して継続的に政治献金を行っていたことが認められる。

確かに、前掲各証拠によれば、別件刑事事件は、熊谷組が関与していない平成14年2月施行の長崎県知事選挙に関する公職選挙法199条1項違反等の事件であり、同刑事事件の被告人である浅田五郎が長崎県連幹事長に就任したのは、本件寄附後の平成13年5月12日であることが認められるから、別件刑事事件の対象である寄附と本件寄附とは、時期や当事者が異なっている。

しかしながら、前掲各証拠によれば、前記認定のゼネコン各社の長崎県連への寄附の目的についての認識は、浅田五郎が幹事長に就任する前から歴代の長崎県連幹事長とゼネコン各社との関係や長崎県連に対する寄附の実態を踏まえて培われてきた認識であって、本件寄附がなされた当時もそのような認識であったことが認められるから、時期や当事者が異なることを考慮しても、別件刑事事件の関係各証拠によって、本件寄附の目的を推認することができるというべきである。そして、ゼネコン各社の自民党の九州・沖縄各県連に対する寄附状況（甲14）によれば、熊谷組も含めてゼネコン各社が長崎県連に対して突出して寄附をしていることが認められるところ、九州、沖縄各県の中で長崎県がほかの県と比べて突出して産業振興が遅れているとは考え難いから、この点についての被告らの説明は、必ずしも合理的なものとはいえない。これらによれば、熊谷組がほかのゼネコン各社とは全く異なる理由で本件寄附をしたという被告らの主張に副う前掲各証拠をそのまま信用することはできず、少なくとも、本件寄附には、公共工事の受注上の不利益を回避する目的があったことは否定できないと認められる。

ウ このように、本件寄附には、公共工事の受注上の不利益を回避する目的があったことは否定できない。そして、このような性質を有する県連に対する寄附は、発注先である県と企業との間の癒着を招き、贈収賄等の犯罪の温床となる危険性を有するから、コンプライアンス重視の観点からすれば、可及的に解消されることが望ましいといえる。

しかしながら、乙第3号証によれば、熊谷組が、平成2年から平成6年までの間に毎年300万円の寄附を行ったのに対し、その間に、長崎県からの受注のない年もあれば、受注額が約60億円に及ぶ年もあったこと、平成10年は、寄附の金額が600万円と多かったのに対し、受注額が1100万円と少なかったこと、平成12年以降寄附を行わなくなったが、平成13年に約4億5000万円の工事の受注があったことが認められ、この事実を照らせば、長崎県連に対する寄附と長崎県からの公共工事の受注額との間に明確な相関関係があるとはいえないから、本件寄附が賄賂に近いものであると評価することはできない。

そして、国又は地方公共団体と請負その他契約関係を締結する可能性の高い会社による政治資金の寄附については、一般的に契約関係の適正な遂行を図る上で疑義が生ずる可能性があるといえるところ、公職選挙法199条1項が、選挙との関連性や契約当事者であることを要件とした上で規制をしているにとどまり、現行法制度上、それを越えた制限を課していないことを併せ考慮すれば、本件寄附について、いまだ、これを直ちに公序良俗に反するとか、社会的に著しく不相当な行為であるとまでいうことはできない。

(2) 本件寄附が国民の参政権、国民主権を侵害するか否かについて

政党ないし政治団体は、その政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のために広範囲な政治活動をするを当然に予定しているから、政治資金の寄附は寄附をする者の選挙権の行使と密接な関わりを

有するものである。そして、一般に、国民が政治資金を寄附するのは、その対象となる政党又は政治団体の政治上の主義、施策、活動等に賛同し、自ら出捐してその活動を支援する意思を表明することにほかならないから、政治資金の寄附は、政治的表現の自由の一種として、参政権を享受する国民に広く保障されていると解される。

他方、憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用されるが（前記最高裁昭和45年大法廷判決参照）、法人がどのような憲法上の権利をどの程度の範囲で享有することができるかは、その権利の性質並びに当該法人の目的及び性格などにより決まることであり、国民と同様の保障を当然に享有するものではない。そして、法人が政治資金の寄附を含む政治活動の自由を有するか否かに関し、憲法には、これを保障する旨の明文の規定はないものの、これを禁じる規定はなく、一般的にこれを禁じる法律もないから、少なくとも、法人が、公職選挙法及び政治資金規正法等の法律の範囲で、政治資金の寄附を含む政治活動の自由を有することは否定できない。もっとも、政治資金の寄附を含む政治活動の自由は、その性質上、選挙権及び被選挙権等の参政権の行使と密接な関係を有するから、法人に対し、主権者である国民と同様の憲法上の保障をしているものと解することはできず、憲法が主権者である国民に対して保障している参政権等の基本的な人権を侵害しない範囲においてであるというべきである。

そこで、法人である会社による政治献金が国民の参政権を侵害しないか否かを検討する。会社による政治資金の寄附は、一般に、その額が、個々の国民が行う政治資金の寄附と比較して格段に多額であるため、政党、さらにはその政党によって担われる政治に対する影響力は、個々の国民による政治資金の寄附に比してはるかに大きく、政党の政策が会社からの政治資金の寄附によって左右されるとすれば、会社による政治資金の寄附の規模によっては、国民の有する選挙権等の参政権が実質的に侵害されるおそれがあることは否

定できない。したがって、会社による政治資金の寄附は、憲法が国民に保障する選挙権等の参政権を実質的に侵害することがない範囲にとどめられるべきであるが、会社による政治資金の寄附の程度及び方法を具体的にどのような内容とするかは、国権の最高機関である国会の立法政策に委ねられている事項であるというべきである。

この点、政治資金規正法は、数次の改正によって会社等の団体による政治資金の寄附を制限しているが、いまだこれを禁止するには至っていない。法は、会社等の団体が政治家個人に対してする政治資金の寄附が癒着の温床となりうる危険に着目してこれを禁止する一方、政党を中心とした政治活動を推進するために、会社等の団体が政党又は政治資金団体に対して政治資金を寄附することまでは禁止していない。これは、国民の代表の場である国会における議論を経た後にも、会社による政治献金を禁止する措置が採られるには至っていないものと評価できる。加えて、現在の政治資金規正法は、会社による政治献金が国民の参政権に与える影響を考慮し、弊害防止の観点から、これを量的に制限する等の配慮をしている（同法21条、21条の3、22条、22条の2等参照）。

そうすると、会社の政党等に対する政治資金の規制については、それが十分なものであるか否かについては評価が分かれるとしても、立法により相当程度の規制がされているのであり、会社が政治資金規正法、刑法、公職選挙法等の法令を遵守している場合には、国民の参政権を実質的に侵害するものとは評価されないものというべきである。

これに対し、原告は、民主主義のプロセスを監視する役割からすれば、裁判所は、企業・団体による政治資金の寄附が禁止されていないことから生ずる弊害を厳格に審査しなければならないと主張する。

しかしながら、少なくとも会社の取締役としての善管注意義務違反の成否に関しては、前記最高裁昭和45年大法廷判決及び政治資金規正法等によっ

て確立している現行法制度及び法解釈を前提として、政治資金の寄附が参政権や国民主権を侵害しているか否かを判断せざるを得ないと解される。

(3) 本件寄附が株主の政治的信条の自由を侵害するか否かについて

会社の個々の株主には、個人的な政治的思想、見解、判断等を自主的に決定し得る思想・信条の自由が憲法上保障されているから、会社が特定の政党等に対して政治資金の寄附を行う場合には、それを通じて示される特定の政党等の政治的思想、見解、判断等への支持と株主の政治的な信条とが抵触する可能性があることは否定できない。しかし、株式会社は、いわゆる強制加入団体ではなく、株主は、その保有する株式を自由に譲渡することができ、自己の思想・信条を異にする株式会社からの脱退の自由が制度的に担保されているから、仮に株主において会社による政治資金の寄附を通じて示される特定の政党等の政治的思想、見解、判断等への支持が自己の思想・信条と相容れないと考える場合には、その保有株式を他に譲渡することにより当該会社から自由に離脱でき、自己の思想・信条と異なる株式会社への帰属を強制されるものではない。

したがって、会社による政治資金の寄附が株主の政治的信条の自由を侵害するとはいえない。

2 争点(2) (本件寄附が熊谷組の定款の目的の範囲外の行為か否か) について

会社における目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限定されるものではなく、その目的を遂行する上で直接又は間接に必要な行為であればすべてこれに包含されるものであり、会社が政党に対して政治資金を寄附することも、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためにされたものと認められる限りにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為と解される（前記最高裁昭和45年大法院判決、最高裁平成4年(才)第1796号同8年3月19日第三小法院判決・民集50巻3号615頁参照）。ところで、憲法の定める議会制民主主義は、政党の存在を抜きにしては到底その円滑

な運用を期待することはできないから、議会制民主主義の下で存在する会社が政党に対してする政治資金の寄附は、これを客観的、抽象的に観察すれば、政党の健全な発展に協力する趣旨で行われるものと解されるのであり、政治資金規正法も、会社による政治資金の寄附そのものを禁止することなく、一定の限度でこれを許容していることを考慮すると、これは特段の事情のない限りは、会社はその社会的役割を果たすためにしたものというべきである。この点、原告は、政党助成法の施行後は、会社の政党に対する政治資金の寄附の社会的役割は失われた旨主張するが、政党助成法の施行後においても、会社による政治資金の寄附を前提とする法制度が存在していることや、証拠（乙1の1ないし1の4）によれば、社団法人日本経済団体連合会が、平成16年時点においても、政党に対する政治資金の寄附を企業の社会的責任の一端としての社会貢献と位置づけていることが認められるから、原告の前記主張を採用することはできない。

ところで、前示のとおり、本件寄附には、公共工事の受注における不利益を回避するという目的があったことは否定できないところ、このような目的を有する寄附が、会社の社会的役割を果たすためにされた寄附と評価することには躊躇するところである。しかしながら、熊谷組が営利法人であることを考慮すれば、競合する多数の会社が政治資金を寄附している状況下で、寄附を拒否することによって生ずる営業上の困難を防止するという意味で、本件寄附が会社の利益となっていたことは否定できないから、本件寄附をもって、熊谷組の目的の範囲外の行為であるということとはできない。

3 争点(3) (本件寄附が公職選挙法199条1項に違反するか) について

- (1) 公職選挙法199条1項は、国又は地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者が、利害関係の相手方である国又は地方公共団体の選挙に関して寄附をすることは、契約関係の適正な遂行を図る上で疑義を生じ、ひいては選挙の公正を損なうことにもなりかねないために規制をしたもので

ある。そして、同項の「当該選挙に関し」とは、寄附を行うに当たり、当該選挙が何らかの意味で動機となっていることをいうと解される。

- (2) 本件寄附のうち、平成9年12月の寄附を除いたその余の寄附については、特定の選挙との時期的な近接性が不明であり、「当該選挙に関し」て寄附がなされたことを認めるに足りる証拠はない。

なお、原告は、議会制民主主義における政党は、選挙における多数の支持の獲得を目標にして活動を展開しており、政党への寄附は、その政党が選挙において多くの国民の支持を獲得できるよう願ってなされるから、政党に対する寄附が選挙を離れてなされることは論理上あり得ないと主張するが、公職選挙法199条1項が「当該選挙に関し」との要件を設けている以上、原告の主張は、解釈の枠を超えており、採用することはできない。

- (3) 平成9年12月の寄附について

原告は、平成9年12月になされた寄附が平成10年2月に施行された長崎県知事選挙に関してなされた寄附である旨主張する。

そして、証拠（甲2、3の7ないし3の48、4の1ないし4の8、5の1ないし5の10、6の1ないし6の11、7の1ないし7の5、9の1ないし9の18、10、11の1・2、12の1ないし12の6、13の1・2、14、15の1ないし15の14、乙5、7、証人永田政男、同森井佑一、ただし、いずれも採用できない部分を除く。）によれば、①熊谷組は、事業年度を4月1日から翌年の3月31日までとしているため、本件寄附のうち平成9年1月24日の寄附は、平成8年度分として寄附がなされたものであり、平成9年度は、8月21日と12月9日の2回にわたって寄附がなされたこと、②本件寄附のうち平成9年度以外は、いずれも年1回寄附をしているのに対して、平成9年度は、年2回寄附をしていること、③熊谷組の長崎県連に対する寄附の予算は、前年度の実績に基づいて組まれるため、平成8年度の予算は、平成7年度の寄付金額と同額の100万円であったが、

平成8年分としては300万円を寄附し、平成9年度の予算は、平成8年分の寄附金額と同額の300万円であったが、結局合計600万円を寄附していること、④平成14年2月3日施行の知事選挙に関し、長崎県連の幹事長と事務局長が、長崎県との間で工事の施工請負契約を締結していた建設会社8社に対して、平成13年11月19日から同年12月20日までの間、寄附を要求したことが公職選挙法199条1項等に違反するとして、幹事長と事務局長が刑事処分を受けた別件刑事事件において、幹事長と事務局長が寄附を要請する際、「知事選挙があるので、寄附をしてほしい。」という趣旨を明言していたこと、そして、要請を受けた中には既に例年どおりの寄附を済ませていた建設会社があり、そのような会社に対しては、とりわけ例年の寄附の依頼ではなく、知事選挙のための寄附であるなどと述べて、寄附の趣旨を説明していたこと、⑤平成元年から平成13年までの熊谷組を含めた建設会社27社の長崎県連に対する寄附の年間の総額が、平成元年から平成8年までは3230万円ないし4775万円であるのに対し、平成9年が5950万円、平成10年が7270万円と多額になっていることが認められる。

しかしながら、別件刑事事件は平成14年2月3日に施行された知事選挙に関しての公職選挙法違反の事件であり、これと平成10年2月の知事選挙との間の選挙準備状況や選挙情勢の異同を具体的に認める証拠はないのであるから、平成14年2月の知事選挙の際に長崎県連がゼネコン各社に対して選挙のための寄附を依頼していたからといって、平成10年2月の知事選挙においても長崎県連がゼネコン各社に選挙のための寄附を依頼していたと推認することはできない。また、平成10年2月の知事選挙の際、別件刑事事件の被告人であった浅田五郎は、幹事長の職には就いていない上、同様に被告人であった安田實穂は、事務局長であったが、別件刑事事件の関係各証拠中には、平成10年2月の知事選挙の際にゼネコン各社に選挙のための寄附を要請したという供述記載が見られない。さらに、乙第6号証によれば、熊

谷組の第61期（平成9年4月1日から平成10年3月31日まで）の営業状況が、受注高は前年度の実績を下回る9038億円であったが、売上高が1兆0132億円（前年同期比8.9%増）、経常利益が155億円（前年同期比12.8%増）と前年度の実績を上回る結果となっていたことが認められ、この事実からすれば、熊谷組が前年度の寄附の実績から想定した予算を超えて2回にわたる寄附の要請に応じたからといって、特に不自然・不合理とはいえない。これらに加えて、平成9年12月の寄附について長崎県連の役員と対応をした熊谷組の九州支店管理部長であった証人森井佑一が、面談の際に知事選挙の話はなく、選挙に関する要請であれば当然断っている旨証言していることに照らせば、平成9年12月の寄附が平成10年2月に施行された長崎県知事選挙に関して行われたと認めるには足りない。

- (4) したがって、本件寄附は、いずれも公職選挙法199条1項に違反するものと認めるには足りない。

4 争点(4)（本件寄附が取締役の善管注意義務に違反するか）について

(1) 政治資金の寄附における取締役の善管注意義務について

取締役は、株式会社を代表して政治資金の寄附をなすにあたっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位及び寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その金額等を決すべきであり、この範囲を越えて不相応な寄附をした場合には取締役の会社に対する善管注意義務違反となる（前記最高裁昭和45年大法廷判決参照）。

また、商法266条1項5号にいう「法令」には、取締役を名あて人とし、取締役の受任者としての義務を一般的に定める商法254条3項（民法644条）、商法254条の3の規定及び取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定のほか、会社を名あて人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定が含まれる（最高裁平成8年(た)第270号同12年7月7日第二小法廷判決・民集54巻6号1767頁参

照) から、政治資金の寄附が刑法、公職選挙法、政治資金規正法等の法令に違反する場合には、その行為が取締役の受任者としての義務を一般的に定める規定に違反することになるか否かを問うまでもなく、商法266条1項5号にいう法令に違反する行為をしたときに該当すると解される。そして、法令違反は、会社経営において重大なリスクであるから、会社の事業規模、特性等に応じたリスク管理体制（内部統制システム）を整備する必要がある、その大綱は取締役会で決し、業務執行を担当する代表取締役らは、担当部門のリスク管理体制を構築すべき義務を負い、他の取締役は、代表取締役・業務担当取締役がこれらの義務を履行しているか否かを監視する義務を負っていると解するのが相当である。

ところで、原告は、政治献金の特質からすると、取締役には、献金をするに当たって、その必要性、有用性を厳格・慎重に審査すべき義務がある旨主張しているが、前記のとおり、政治献金がそもそも会社の目的違背の行為であるとか、社会的な要請を欠く行為であるとはいえないから、原告の前記主張は、その前提を欠くといえるし、政治献金が法令に違反する場合については、前記の基準で判断することができるから、政治献金の特質を踏まえて前記の判断基準とは異なる基準を設ける必要性はないと解する。

(2) 本件寄附における被告らの善管注意義務違反の有無について

ア 法令違反の有無について

前記1, 3で認定説示したとおり、本件寄附が公職選挙法199条1項に違反すると認めるに足りる証拠はなく、公序良俗違反又は社会的に著しく不相当な行為であるということもできない。ほかに、本件寄附が、取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定や、会社を名あて人とし会社がその業務を行うに際して遵守すべき規定に違反することを認めるに足りる証拠はないから、本件寄附が法令に違反することを理由として、被告らには、内部統制システムの構築等を含めて取締役の善

善管注意義務違反があったということはできない。

なお、企業不祥事や企業事故が企業の存亡に決定的な影響を与えることから、現在においては企業のコンプライアンス重視が求められており、そのため、単に法令だけでなく、企業倫理としての行動規範の定立や遵守が求められているところであり、そのような観点からすれば、地方公共団体から公共工事を受注する立場にある企業が、当該地方自治体の議会の多数派政党や首長の帰属する政党の支部に対して政治資金の寄附を行うことは、公共工事の受注の公正さに疑義を生じさせる危険性があり、企業の社会的信用を損なうおそれもあるから、これを行わないとする判断もあり得るところであり、現に証拠（甲15の1ないし15の14）によれば、平成5年以降、大成建設及び清水建設株式会社は、長崎県連に対する政治資金の寄附を行っていないことが認められる。

しかしながら、企業として遵守すべき規範として、法令を超えてどのような規範を設けるかについては、当該企業の自主的判断に任されるべき事項であって、取締役には一定の裁量があるから、当該会社の状況及び会社を取り巻く社会経済情勢の下において、当該会社の属する業界における通常の経営者の有すべき知見及び経験を基準として、当該行為の社会的な非難可能性の有無等の観点から、当該行為をすることが著しく不相当といえないと評価される場合には、善管注意義務違反には当たらないと解するのが相当である。

そして、前記1で認定説示したところによれば、本件寄附当時には、いまだ、地方公共団体から公共工事を受注する立場にある企業が、当該地方自治体の議会の多数派政党や首長の帰属する政党の支部に対して政治資金の寄附を行うこと自体が、建設業界における通常の経営者の有すべき知見及び経験を基準として、社会的に非難可能性の強い行為として、著しく不相当なものというまでには至っていなかったと評価されるから、被告らに

は、内部統制システムの構築等を含めて取締役としての善管注意義務違反があったということはできない。

イ その他の善管注意義務違反について

乙第6号証及び弁論の全趣旨によれば、平成8年ないし平成12年当時の熊谷組の資本の額は820億8500万であり、売上高は約8000億円ないし約1兆円に達し、建設業界のなかでもその企業規模や社会実績は上位に位置するものであったことが認められ、平成5年から平成7年までの熊谷組の経営状況についてもほぼ同様であったと認められるところ、本件寄附の金額は、年間100万円ないし600万円であり、前示のとおり、本件寄附当時は、寄附の相手方が受注工事上の関係を有する地方公共団体の多数派政党の支部であることをもって相当でないとはいえないことなどの事情に照らせば、本件寄附は、合理的な範囲内にあり、不相応な寄附とはいえないから、被告らに取締役の善管注意義務違反があったということはできない。

ウ 以上によれば、被告らが本件寄附をしたことが、取締役としての善管注意義務に違反するとはいえない。

5 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

福井地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 小林 克 美

裁判官 明 石 万 起 子

裁判官 林 啓治郎

別紙

原告代理人目録

原告訴訟代理人弁護士

松 丸

正

